

令和2年度保育所入所児童募集

佐井村保育所では、令和2年度の保育所入所児童を募集します。

保育所は、保護者の就労や病気などのため、家庭内において十分保育することができない児童を、保護者に代わって保育を行う施設です。

入所は、保護者のいずれもが次のいずれかに該当し、子どものための教育・保育給付に係る認定を受けている方が申し込みすることができます。

- ①保護者が就労している。
(1か月あたり48時間以上の就労)
- ②母親が妊娠中あるいは出産後間がないこと。
(産前：3か月 産後：3か月)
- ③保護者が病気やけがであったり、心身に障がいがあること。
- ④保護者が親族の介護・看護をしていること。
- ⑤保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑥保護者が求職活動をしていること。
- ⑦保護者が就学していること。

※なお、0歳児（6か月児以上）保育の場合は、定員を3名としています。

■受付期間

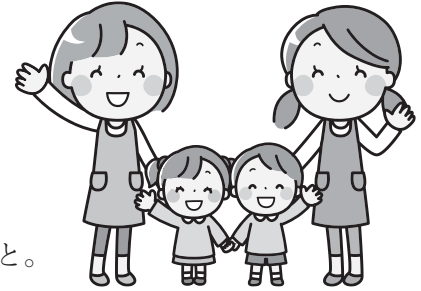
令和元年12月2日(月)から令和2年1月10日(金)まで

■受付場所 役場住民福祉課

※「佐井村施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（兼保育所利用申込書）」は、役場住民福祉課及び佐井村保育所に用意してあります。

なお、現在入所中の方で、昨年度、小学校就学始期に達するまでの入所を希望されている方については、12月初旬に役場から郵送しますので必ず期間内に提出してください。

【お問合せ】住民福祉課 福祉・健康推進係 担当：和田



斎場の利用について

死亡届が役場窓口へ提出された際、届出人の方へ火葬の希望日時を確認し、斎場使用許可書を発行しています。

火葬は、死亡推定時刻から24時間経過後可能となり、火葬の所要時間は約2時間です。

斎場使用料、火葬の受付時間などは次のとおりです。

【斎場使用料】住民 10,000円、住民以外 15,000円、生活保護受給者 無料

【火葬受付日時】死亡届が提出された翌日以降
午前9時から午後2時まで

【斎場休場日】1月1日、8月13日

※原則として、役場へ死亡届を提出された当日の火葬はできません。

ご遺体の腐敗が進んでいるなどのやむを得ない事情がある場合は、役場窓口でご相談ください。

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当：竹内、熊谷

村県民税(4期)、固定資産税(4期)、国民健康保険税(6期)の納期は、

12月25日(水)です。忘れずに納付しましょう！

※諸事情により、納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
お気軽に住民福祉課 税務係へご相談ください。